

## 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための 資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

- 一 普通地方公共団体による暗号資産及び電子記録移転権利の発行等
  - 1 普通地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、暗号資産及び電子記録移転権利を発行し、並びに当該普通地方公共団体が発行した暗号資産及び電子記録移転権利を売買することができるものとする。
  - 2 1の法律には、地方財政の健全性の確保、犯罪による収益の移転防止その他普通地方公共団体による暗号資産及び電子記録移転権利の適正な発行及び売買に関し必要な事項を定めるものとする。

（地方自治法第二百三十条の二関係）
  
- 二 地方公共団体に対する暗号資産に関する規定の適用除外

暗号資産交換業の定義から、地方公共団体が行う当該地方公共団体が発行した暗号資産の売買を除くものとし、これについては暗号資産交換業の登録等に関する規定を適用しないものとする。

（資金決済に関する法律第二条第七項関係）
  
- 三 地方公共団体が発行する電子記録移転権利に対する企業内容等の開示に関する規定の適用除外

地方公共団体が発行する電子記録移転権利については、金融商品取引法の企業内容等の開示に関する規定を適用しないものとする。

（金融商品取引法第三条第三号ロ関係）
  
- 四 検討条項の追加
  - 1 政府は、この法律の施行後三年以内に、租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等については、他の所得と区分して所得税等を課していること等を踏まえ、暗号資産及び電子記録移転権利の譲渡、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引等に係る所得に対する所得税等の課税の在り方について、暗号資産及び電子記録移転権利の取引を促進する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
  - 2 政府は、この法律の施行後三年以内に、金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び同条第四項に規定する有価証券の売出しに対する規制の在り方について、電子記録移転権利の取引を促進する観点から検討を

加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 3 政府は、他人のために暗号資産の管理のみを業として行う者に対する規制の在り方について、暗号資産交換業の利用者の利便性の向上に資する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第三十二条関係)

## 五 その他

- 1 改元に伴い、法律番号の表記について「平成」を「令和」に改めること。
- 2 その他所要の規定を整理すること。